

神労発基 0901 第 3 号

令和 7 年 9 月 1 日

公益社団法人神奈川労務安全衛生協会

会長 殿

神奈川労働局長



神奈川県最低賃金の改定に関する周知及び
賃金引上げ支援策の利用促進について(協力依頼)

日頃から労働行政の円滑な推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、神奈川県最低賃金(地域別最低賃金)につきましては、令和 7 年 10 月 4 日から「時間額 1,225 円」に引き上げることといたしました(改正前 1,162 円、63 円引き上げ)。

最低賃金額を広く県民の皆様にご周知いただくとともに、最低賃金の引き上げの環境整備のためには、生産性向上や適正な価格転嫁が実施されるよう中小企業・小規模事業者へのきめ細やかな支援が必要であると考えております。

つきましては、別添(原稿例)を参考に、貴団体で発行されている会員向け会報誌やホームページ等へ、最低賃金の改定及び助成金等制度に係る記事を掲載いただく等により周知いただけますよう、御協力をお願い申し上げます。

なお、会報誌等に掲載いただいた場合には、大変お手数ですが、その紙面内容をお知らせいただけると幸甚に存じます。

※今年度は発効日が 10 月 1 日ではございませんので、ご留意いただきますようお願いいたします。

担当 神奈川労働局労働基準部賃金室
〒231-8434 横浜市中区北仲通 5-57
電 話 045-211-7354

簡易版

下記広報文例の電
子版はここにあり
ます →→→→



神奈川県最低賃金の改正のお知らせ

- 令和 7 年 10 月 4 日から、神奈川県最低賃金は

時間額 1,225 円 (63 円引き上げ)

となります。

- 神奈川県内の事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者に適用されます。

賃金引上げに活用できる「業務改善助成金」！！

「業務改善助成金」は、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

「神奈川働き方改革推進支援センター」（電話 0120-910-090）
にお問い合わせください。

さらに！厚生労働省は中小企業庁と連携し、最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業に対する支援を実施しています！！

厚生労働省のインターネットサイトから、

「最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル」（全文または概略版）
がダウンロードできます。

省スペース版

下記広報文例の電子
版はここにあります

→ → → →



神奈川県最低賃金の改正のお知らせ

神奈川県最低賃金

(令和7年10月4日～)

時間額1,225円

神奈川県内の事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者に適用されます。

賃金引上げに活用できる「業務改善助成金」の活用を！

「業務改善助成金」は、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

「神奈川働き方改革推進支援センター」

(電話 0120-910-090)

にお問い合わせください。

また、厚生労働省と中小企業庁が連携し、最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業に対する支援の周知を実施しています！

厚生労働省のインターネットサイトから、

「最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル」(全文または概略版)

がダウンロードできます。